

【お知らせ】令和6年度大分県高校生等奨学給付金について

大分県では、生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給しています。

高校生等奨学給付金とは…

授業料以外の教育にかかる経済的負担の軽減を図るための給付金です。

授業料にかかる就学支援金とは別の制度です。

☆高校生等奨学給付金支給金額（一部早期給付で支給する相当額および年間予定額）

区分 (7月1日現在)	生活保護（生業扶助） 受給世帯	生活保護（生業扶助）受給世帯以外の非課税世帯	
		第1子高校生等の場合	第2子以降の高校生等の場合
全日制・定時制	32,300円（年間額）	122,100円（年間額）	143,700円（年間額）
通信制		50,500円（年間額） ※1世帯に通信制の対象生徒と全日制又は定時制の対象生徒がいる場合は、 全日制又は定時制の対象生徒は「第2子以降」の扱いとする。	
専攻科	50,500円（年間額）		

※一部早期給付の対象となった世帯については、上記の給付額（年間額）から一部早期給付額を控除した金額を給付します。

以下の★支給要件に該当し、申請を希望される方は8月16日（金）までに申請書類を学生課学生支援係へご提出ください。

※新入生に対する一部早期給付を申請された方も、年間額（一部早期給付額を差し引いた額）を受給するためには今回の申請が別途必要ですのでご注意ください。

★支給要件

支給要件	令和6年7月1日現在で、 (1) 保護者等が、大分県内に住所を有していること。 ※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。 (2) 対象の高校生等が、高等学校等に在学していること ※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校専攻科等（特別支援学校の高等部は含まれません。）です。 (3) 対象の高校生等が、高等学校等を卒業又は修了していないこと。 (4) 保護者等が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていないこと。 ※ <u>令和6年度（令和5年分）</u> の課税状況で確認します。
	以下の①～③に該当する場合は、対象になりません。 ①他の都道府県から、同種の奨学金の給付を受けている場合。 ②高校生等が7月1日現在休学しており、年度内に復学する見込がない場合。 ③高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合。

※家計急変により保護者等の収入が減少し、上記非課税世帯相当とみなされれば支給できる場合があります。

【申請について】

以下の書類を、期日までに学生課学生支援係へ提出又は郵送してください。

〈提出書類一覧表〉

種別	提出書類
共通	①高校生等奨学給付金受給申請書 ②振込希望口座の通帳の写し (口座名義及び口座番号が表示されている部分。用紙サイズA4)
どちらか一方	③生活保護受給証明書 (申請する年の7月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）の受給の有無が確認できるもの)
	④保護者等の地方税の状況が分かる書類 令和6年度課税証明書等（道府県民税及び市町村民税が分かるもの） ⑤扶養誓約書 (対象となる高校生等以外に保護者等に扶養されている 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合のみ) 家計急変による申請は申請書及び提出書類が異なりますので 学生課学生支援係までご連絡ください。

【その他】

- ・認定となった場合は、申請口座宛てに順次支給予定です。支給日が世帯によって異なる可能性がありますので、ご了承ください。
(支給時期の目安)
○年額給付…11月～翌年1月頃 ※あくまで予定ですので状況により前後する可能性があります。
- ・ご不明な点等ございましたら、学生課学生支援係までお問い合わせください。

【問合せ先】

大分工業高等専門学校

学生課学生支援係 計野（はかりの）

TEL：097-552-6365